

第365回矢板市議会定例会

議 案 書

令和2年12月

矢 板 市

第365回矢板市議会定例会提出議案

- 議案第 1 号 令和2年度矢板市一般会計補正予算（第7号）・・・P 1
- 議案第 2 号 令和2年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第2号）・・・P 1
- 議案第 3 号 令和2年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算・・・P 1
（第3号）
- 議案第 4 号 令和2年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算・・・P 1
（第2号）
- 議案第 5 号 矢板市公告式条例の一部改正について・・・P 2
- 議案第 6 号 矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正につ・・・P 4
いて
- 議案第 7 号 矢板市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員・・・P 6
の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について
- 議案第 8 号 矢板市国民健康保険税条例の一部改正について・・・P 9
- 議案第 9 号 矢板市税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に・・・P14
関する条例等の一部改正について
- 議案第10号 矢板市営駐車場条例の一部改正について・・・P18
- 議案第11号 矢板市児童館設置及び管理条例の廃止について・・・P20
- 議案第12号 矢板市デイサービスセンター設置条例の廃止について・・・P22
- 議案第13号 矢板市子ども未来館の指定管理者の指定について・・・P24
- 議案第14号 矢板市学童保育館及び泉はつらつ館の指定管理者の指定・・・P25
について
- 議案第15号 木幡北山はつらつ館の指定管理者の指定について・・・P26
- 議案第16号 矢板市八方ヶ原交流促進センターの指定管理者の指定に・・・P27
ついて

議案第 1 号 令和 2 年度矢板市一般会計補正予算（第 7 号）

議案第 2 号 令和 2 年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 3 号 令和 2 年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 4 号 令和 2 年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

（以上別冊）

議案第5号

矢板市公告式条例の一部改正について

矢板市公告式条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和2年11月27日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市公告式条例の一部を改正する条例

矢板市公告式条例（昭和30年矢板市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 条例の公布は、矢板市役所の掲示場に掲示して行う。

第3条中「にこれを」を「の公布について」に改める。

第4条第1項中「おさなければならない」を「押さなければならない」に改め、同条第2項中「これを」を「ついて」に改める。

第5条第1項中「これを」を「ついて」に改め、同条第2項中「第4条」を「前条」に、「これを」を「ついて」に改め、同項ただし書中「当該機関名」を「当該機関名」とに改める。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

議案第6号

矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和2年11月27日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 矢板市長等の給与及び旅費に関する条例（昭和43年矢板市条例第15号）

の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和2年12月1日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

議案第7号

矢板市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

矢板市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和2年11月27日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(矢板市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 矢板市職員の給与に関する条例（昭和30年矢板市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 給料表は、行政職給料表（別表第1）とする。

第19条中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

第2条 矢板市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年矢板市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条及び第3条並びに次項の規定は令和2年12月1日から、第2条及び第4条の規定は令和3年4月1日から施行する。

(矢板市職員等の給与の臨時特例に関する条例の廃止)

- 2 矢板市職員等の給与の臨時特例に関する条例（平成25年矢板市条例第23号）は、廃止する。

議案第 8 号

矢板市国民健康保険税条例の一部改正について

矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(矢板市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 矢板市国民健康保険税条例（昭和34年矢板市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第21条第1号ア中「17,430円」を「第5条に規定する被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額」に改め、同号イ(ア)中「12,740円」を「第5条の2第1号に規定する世帯別平等割額に10分の7を乗じて得た額」に改め、同号イ(イ)中「6,370円」を「第5条の2第2号に規定する世帯別平等割額に10分の7を乗じて得た額」に改め、同号イ(ウ)中「9,555円」を「第5条の2第3号に規定する世帯別平等割額に10分の7を乗じて得た額」に改め、同号ウ中「6,790円」を「第7条の2に規定する後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額」に改め、同号エ(ア)中「4,970円」を「第7条の3第1号に規定する後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額に10分の7を乗じて得た額」に改め、同号エ(イ)中「2,485円」を「第7条の3第2号に規定する後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額に10分の7を乗じて得た額」に改め、同号エ(ウ)中「3,728円」を「第7条の3第3号に規定する後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額に10分の7を乗じて得た額」に改め、同号オ中「7,210円」を「第9条の2に規定する被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額」に改め、同号カ中「3,360円」を「第9条の3に規定する世帯別平等割額に10分の7を乗じて得た額」に改め、同条第2号ア中「12,450円」を「第5条に規定する被保険者均等割額に10分

の5を乗じて得た額」に改め、同号イ(ア)中「9, 100円」を「第5条の2第1号に規定する世帯別平等割額に10分の5を乗じて得た額」に改め、同号イ(イ)中「4, 550円」を「第5条の2第2号に規定する世帯別平等割額に10分の5を乗じて得た額」に改め、同号イ(ウ)中「6, 825円」を「第5条の2第3号に規定する世帯別平等割額に10分の5を乗じて得た額」に改め、同号ウ中「4, 850円」を「第7条の2に規定する後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額」に改め、同号エ(ア)中「3, 550円」を「第7条の3第1号に規定する後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額に10分の5を乗じて得た額」に改め、同号エ(イ)中「1, 775円」を「第7条の3第2号に規定する後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額に10分の5を乗じて得た額」に改め、同号エ(ウ)中「2, 663円」を「第7条の3第3号に規定する後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額に10分の5を乗じて得た額」に改め、同号オ中「5, 150円」を「第9条の2に規定する被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額」に改め、同号カ中「2, 400円」を「第9条の3に規定する世帯別平等割額に10分の5を乗じて得た額」に改め、同条第3号ア中「4, 980円」を「第5条に規定する被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額」に改め、同号イ(ア)中「3, 640円」を「第5条の2第1号に規定する世帯別平等割額に10分の2を乗じて得た額」に改め、同号イ(イ)中「1, 820円」を「第5条の2第2号に規定する世帯別平等割額に10分の2を乗じて得た額」に改め、同号イ(ウ)中「2, 730円」を「第5条の2第3号に規定する世帯別平等割額に10分の2を乗じて得た額」に改め、同号ウ中「1, 940円」を「第7条の2に規定する後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額」に改め、同号エ(ア)中「1, 420円」を「第7条の3第1号に規定する後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額に10分の2を乗じて

得た額」に改め、同号エ(イ)中「710円」を「第7条の3第2号に規定する後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額に10分の2を乗じて得た額」に改め、同号エ(ウ)中「1,065円」を「第7条の3第3号に規定する後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額に10分の2を乗じて得た額」に改め、同号オ中「2,060円」を「第9条の2に規定する被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額」に改め、同号カ中「960円」を「第9条の3に規定する世帯別平等割額に10分の2を乗じて得た額」に改める。

第2条 矢板市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第21条第1号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第2号及び第3号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者

等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改める。

附則第2項中「所得税法（昭和40年法律第33号）」を「所得税法」に改め、「同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「、「法」を「「法」に、「とする。））」を「とする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。ただし、第1条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 第1条の規定による改正後の矢板市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の矢板市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第9号

矢板市税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等
の一部改正について

矢板市税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部を改
正する条例を、別紙のように定める。

令和2年11月27日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等
の一部を改正する条例

(矢板市税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部改正)

第1条 矢板市税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例（昭和35年矢板市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「。以下この項において」を「。以下」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則に次の1項を加える。

4 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

(矢板市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 矢板市後期高齢者医療に関する条例（平成20年矢板市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」とい

う。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

（矢板市介護保険条例の一部改正）

第3条 矢板市介護保険条例（平成12年矢板市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の矢板市税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例附則第3項及び第4項、第2条の規定による改正後の矢板市後期高齢者医療に関する条例附則第2条並びに第3条の規定による改正後の矢板市介護保険条例附則第6条の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞

金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

議案第10号

矢板市営駐車場条例の一部改正について

矢板市営駐車場条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和2年11月27日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市営駐車場条例の一部を改正する条例

矢板市営駐車場条例（昭和59年矢板市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条の表矢板市営片岡駐車場の項を削る。

第4条第3項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第5条第1項ただし書中「とき」を「時に」に改める。

第7条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第3号中「き損し」を「毀損し」に改め、同条第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

第8条第3号中「き損し」を「毀損し」に改め、同条第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

第11条第1項中「き損し」を「毀損し」に改める。

「
別表中

矢板市営本町駐車場
矢板市営片岡駐車場

 を

矢板市営本町駐車場

 に改める。
」

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 1 1 号

矢板市児童館設置及び管理条例の廃止について

矢板市児童館設置及び管理条例を廃止する条例を、別紙のように定める。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市児童館設置及び管理条例を廃止する条例

矢板市児童館設置及び管理条例（平成17年矢板市条例第35号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第12号

矢板市デイサービスセンター設置条例の廃止について

矢板市デイサービスセンター設置条例を廃止する条例を、別紙のように定める。

令和2年11月27日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市デイサービスセンター設置条例を廃止する条例

矢板市デイサービスセンター設置条例（平成21年矢板市条例第26号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第13号

矢板市子ども未来館の指定管理者の指定について

矢板市子ども未来館の指定管理者について、次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

- 1 公の施設の名称 矢板市子ども未来館
- 2 指定管理者となる団体 栃木県矢板市扇町二丁目4番19号
社会福祉法人矢板市社会福祉協議会
会長 福田 博光
- 3 指定の期間 令和3年2月1日から令和6年3月31日まで
- 4 指定管理料の額 59,058,000円

議案第14号

矢板市学童保育館及び泉はつらつ館の指定管理者の指定について

矢板市学童保育館及び泉はつらつ館の指定管理者について、次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

- 1 公の施設の名称 矢板小学童保育館、矢板小第二学童保育館、東小学童保育館、川崎小学童保育館、泉小学童保育館、安沢小学童保育館及び泉はつらつ館
- 2 指定管理者となる団体 栃木県矢板市扇町二丁目4番19号
社会福祉法人矢板市社会福祉協議会
会長 福田 博 光
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 指定管理料の額 122,095,000円

議案第15号

木幡北山はつらつ館の指定管理者の指定について

木幡北山はつらつ館の指定管理者について、次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

- 1 公の施設の名称 木幡北山はつらつ館
- 2 指定管理者となる団体 東京都豊島区東池袋1-44-3
池袋ISPタマビル
企業組合労協センター事業団
代表理事 田嶋 羊子
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 指定管理料の額 21,819,200円

議案第16号

矢板市八方ヶ原交流促進センターの指定管理者の指定について

矢板市八方ヶ原交流促進センターの指定管理者について、次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

- 1 公の施設の名称 矢板市八方ヶ原交流促進センター
- 2 指定管理者となる団体 栃木県宇都宮市西一の沢町8番22号
たかはらの森管理グループ
代表者 栃木県森林組合連合会
代表理事会長 江連 比出市
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 指定管理料の額 60,500,000円